

令和3年度事務事業評価表

事務事業名	成年後見センター中核機関の運営等			担当課	成年後見センター	事業種別	区委託
				担当係	成年後見事業推進係		
開始年度	令和2年度	計画体系	2 区民同士のたすけあい活動を広げます ⇒ (2)成年後見センター機能の活用				
根拠法令等	葛飾区成年後見センター運営要綱、葛飾区成年後見センター成年後見制度利用促進協議会設置要領、葛飾区成年後見センター検討支援会議実施要領						
事業区分	事業	社会福祉	拠点	成年後見センター事業	サービス	中核機関等受託事業	
事務事業目的	地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)の運営を葛飾区より受託し、成年後見制度の利用促進を図る。判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度の相談から援助までを総合的・一体的に支援する。						
実施内容	<p>①広報・普及啓発</p> <p>②相談事業</p> <p>ア. 一般相談</p> <p>イ. 専門相談(予約制) 第2木曜日 司法書士 第4木曜日 弁護士 (午後1時～4時 1コマ40分)</p> <p>ウ. 区役所区民相談室出張相談(予約制) 第2・第4火曜日 午前10時～正午 1コマ50分</p> <p>③市民後見人の養成</p> <p><令和2年度より拡充及び新たに始めた事業></p> <p>①申立等支援 成年後見制度の利用が必要な人や制度の利用を検討している人などからの相談を受け、申立ての支援を行う。</p> <p>②検討支援会議の設置運営 専門職による検討支援会議を定期的に開催し、後見申立ての必要性や適切な支援内容、後見開始後の支援のあり方についての検討を行うとともに、後見受任者(後見人等候補者)の調整を行う。</p> <p>③成年後見人等の支援 親族で既に後見人となっている方等を支援するため、研修会や情報交換会等を開催する。 また、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、家庭裁判所への定期報告書類の作成支援を行う。</p> <p>④協議会の設置運営 円滑に制度の利用が進むよう、成年後見に関わる関係機関等による協議会を設け、専門職団体や関係団体との連携の強化や協力体制づくりを図る。</p> <p>⑤申立費用・後見報酬助成 成年後見制度の利用にあたり、低所得等により成年後見申立経費や後見等報酬の負担が困難な方に対して助成を行う。(令和3年度より委託事業から補助事業になったため区分を変更)</p>						

指標		指標の根拠	単位	区分	H30	H31	R2
成果	(一般相談)相談者数	—	人	目標	1,120	1,140	1,200
				実績	1,790	2,027	2,266
成果	(専門相談)相談者数	—	人	目標	92	92	84
				実績	28	36	38
成果	市民後見人養成講座修了者数	—	人	目標	10	10	10
				実績	3	5	4
成果	検討支援会議における後見人候補者受任調整等件数	—	件	目標	—	—	15
				実績	—	—	25
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—

備考	
----	--

コスト内訳(千円)		H30	H31	R2	
収入	特定財源	区委託金(中核機関)		27,939	
		区委託金(助成事業)		764	
	一般財源 (a)			408	
支出	事業費 (b)			4,862	
	職員人件費 (c)			24,249	
		業務量(人)			3.60
	間接費 (d)			0	
	調整額 (e)				0
		退職給与引当			0
					0
		(控)コスト対象外			0
トータルコスト (f=b+c+d+e)			29,111		

単位当たりコスト(円)	H30	H31	R2
単位の定義	相談者数(人) ※一般相談及び専門相談		
実績数値 (g)			2,304
単位あたり社協単コスト (a/g)			177
単位あたりコスト (f/g)			12,635

実施状況に対する評価	<p>令和2年度に成年後見制度にかかる中核機関の運営を受託したことにより、新たに成年後見に関わる専門職団体や関係機関等からなる協議会を設置し、制度運営に関する課題や意見を交換することで連携の強化や協力体制づくりを行い、地域連携の核となるネットワークの構築を進めている。</p> <p>また、同時に設置した検討支援会議では、地域包括支援センター等の関係機関からもたらされた権利擁護支援を要する方の案件について、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家から支援方針や後見人候補者などについて助言をいただくことで、的確に課題解決を図っている。</p> <p>さらに、低所得等により成年後見申立経費や後見等報酬の負担が困難な方に対する助成制度を開始したことにより、資力のない方でも安心して専門職後見人を利用できるようになり、制度の利用促進に繋がっている。</p>
今後の方向性【改善】	<p>権利擁護支援を要する人を早期に発見・対応できるように、広報・相談機能の充実を図る。</p> <p>協議会では、引き続き多職種間での更なる連携強化を図るとともに、後見制度全体の運営に係る課題の検討・調整・解決に向けた協議をする場としていく。</p> <p>検討支援会議の運営に当たっては、課題を抱える高齢者や障がい者など誰もが適切な支援が受けられるように、今後ともケースの収集に積極的に努め、より多くの方を後見制度等の権利擁護の仕組みに適切に繋げていく。</p> <p>市民後見人の養成は平成26年度より毎年度実施し、修了者は増えているものの、その活用が十分に図られてこなかったが、社協の法人後見の増に対応し、積極的に市民後見人の受任増を図っていく。</p> <p>親族が後見人の受任者となることを希望される場合、申立手続きを説明するなど親族の受任に繋がるような支援を行うとともに、受任後においても、後見業務の技能向上に向けて相談や研修等の支援を行っていく。</p>